

新旧対照表

○調布市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

新	旧
調布市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	調布市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則
平成24年 3月30日	平成24年 3月30日
規則第16号	規則第16号
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、調布市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年調布市条例第2号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、調布市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年調布市条例第2号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。
(定義)	(定義)
第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。	第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。
(経営の許可の申請等)	(経営の許可の申請等)
第3条 新設許可を受けようとする者は、調布市墓地等経営許可申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。	第3条 新設許可を受けようとする者は、調布市墓地等経営許可申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。
(1) 墓地等の周囲300メートル以内に存する道路、河川及び住宅等の位置を示した見取図	(1) 墓地等の周囲300メートル以内に存する道路、河川及び住宅等の位置を示した見取図
(2) 墓地にあっては、墳墓、ごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所、駐車場、緑地等の設備等の設計図及び造成等の土地利用に関する計画書	(2) 墓地にあっては、墳墓、ごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所、駐車場、緑地等の設備等の設計図及び造成等の土地利用に関する計画書
(3) 納骨堂又は火葬場にあつては、建物及びその附属施設の設計図並びに建設等の土地利用に関する計画書	(3) 納骨堂又は火葬場にあつては、建物及びその附属施設の設計図並びに建設等の土地利用に関する計画書
(4) 墓地等の敷地の実測図	(4) 墓地等の敷地の実測図
(5) 新設許可の申請に係る詳細な理由書	(5) 新設許可の申請に係る詳細な理由書
(6) 墓地等の敷地に係る土地の登記事項証明書及び不動産登記法（平成16年法律第123号）第120条第1項に規定する地図等（以下「登記地図等」という。）	(6) 墓地等の敷地に係る土地の登記事項証明書及び不動産登記法（平成16年法律第123号）第120条第1項に規定する地図等（以下「登記地図等」という。）
(7) 墓地等の新設に係る資金等計画及び管理運営に係る書類	(7) 墓地等の新設に係る資金等計画及び管理運営に係る書類
(8) 地方公共団体にあつては、墓地等の新設に係る議会の議決書の写し	(8) 地方公共団体にあつては、墓地等の新設に係る議会の議決書の写し
(9) 宗教法人にあつては、次に掲げる書類	(9) 宗教法人にあつては、次に掲げる書類
ア 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第12条第1項に規定する規則（公益事業として墓地等を経営しようとする場合にあつては、当該公益事業が明記されているものに限る。）	ア 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第12条第1項に規定する規則（公益事業として墓地等を経営しようとする場合にあつては、当該公益事業が明記されているものに限る。）
イ 新設許可の申請に関してアに規定する規則に基づき法人の意思が決定	イ 新設許可の申請に関してアに規定する規則に基づき法人の意思が決定

新	旧
<p>されたことを示す書類</p> <p>ウ 宗教法人法第25条第1項に規定する財産目録及び収支計算書その他法人の財務状況を確認できる書類</p> <p>エ 法人の登記事項証明書及び印鑑証明書</p> <p>オ 墓地等の経営の実績等を示す書類</p> <p><u>カ 納骨堂を新設しようとする場合にあっては、次に掲げる書類</u></p> <p><u>(ア) 納骨堂の敷地に礼拝の用に供する施設が存することを示す建物の登記事項証明書</u></p> <p><u>(イ) (ア)の礼拝の用に供する施設の経営実績を示す書類</u></p> <p>(10) 特定公益法人にあっては、次に掲げる書類</p> <p>ア 法人の定款の写し</p> <p>イ 新設許可の申請に関して法人の意思が決定されたことを示す議事録</p> <p>ウ 法人の登記事項証明書及び印鑑証明書</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ新設許可をするか否かを決定し、新設許可をしたときは調布市墓地等経営許可書（第2号様式）を当該申請をした者に交付し、新設許可をしなかったときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。</p> <p>3 市長は、新設許可をしたときは、当該新設許可に係る内容を墓地にあっては調布市墓地台帳（第3号様式）に、納骨堂にあっては調布市納骨堂台帳（第4号様式）に、火葬場にあっては調布市火葬場台帳（第5号様式）にそれぞれ記載するものとする。</p> <p>（経営の許可の変更の申請等）</p> <p>第4条 変更等許可（墓地等の廃止に係るものを除く。以下「変更許可」という。）を受けようとする者は、調布市墓地等変更許可申請書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 第3条第1項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる書類</p> <p>(2) 変更許可の申請に係る詳細な理由書</p> <p>(3) 墓地等の変更に係る資金等計画及び管理運営に係る書類</p> <p>(4) 地方公共団体においては、墓地等の変更に係る議会の議決書の写し</p> <p>(5) 宗教法人にあっては、次に掲げる書類</p> <p>ア 第3条第1項第9号ア及びウからカまでに掲げる書類</p> <p>イ 変更許可の申請に関して第3条第1項第9号アに規定する規則に基づ</p>	<p>されたことを示す書類</p> <p>ウ 宗教法人法第25条第1項に規定する財産目録及び収支計算書その他法人の財務状況を確認できる書類</p> <p>エ 法人の登記事項証明書及び印鑑証明書</p> <p>オ 墓地等の経営の実績等を示す書類</p> <p><u>カ 納骨堂を新設しようとする場合にあっては、当該納骨堂の敷地に礼拝の用に供する施設が存することを示す建物の登記事項証明書</u></p> <p>(10) 特定公益法人にあっては、次に掲げる書類</p> <p>ア 法人の定款の写し</p> <p>イ 新設許可の申請に関して法人の意思が決定されたことを示す議事録</p> <p>ウ 法人の登記事項証明書及び印鑑証明書</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ新設許可をするか否かを決定し、新設許可をしたときは調布市墓地等経営許可書（第2号様式）を当該申請をした者に交付し、新設許可をしなかったときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。</p> <p>3 市長は、新設許可をしたときは、当該新設許可に係る内容を墓地にあっては調布市墓地台帳（第3号様式）に、納骨堂にあっては調布市納骨堂台帳（第4号様式）に、火葬場にあっては調布市火葬場台帳（第5号様式）にそれぞれ記載するものとする。</p> <p>（経営の許可の変更の申請等）</p> <p>第4条 変更等許可（墓地等の廃止に係るものを除く。以下「変更許可」という。）を受けようとする者は、調布市墓地等変更許可申請書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 第3条第1項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる書類</p> <p>(2) 変更許可の申請に係る詳細な理由書</p> <p>(3) 墓地等の変更に係る資金等計画及び管理運営に係る書類</p> <p>(4) 地方公共団体においては、墓地等の変更に係る議会の議決書の写し</p> <p>(5) 宗教法人にあっては、次に掲げる書類</p> <p>ア 第3条第1項第9号ア及びウからカまでに掲げる書類</p> <p>イ 変更許可の申請に関して第3条第1項第9号アに規定する規則に基づ</p>

新	旧
<p>き法人の意思が決定されたことを示す書類</p> <p>(6) 特定公益法人にあつては、次に掲げる書類</p> <p>ア 第3条第1項第10号ア及びウに掲げる書類</p> <p>イ 変更許可の申請に関して法人の意思が決定されたことを示す議事録</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>2 前条第2項の規定は前項の規定による申請に対する決定並びに当該決定に係る許可書の交付及び通知について、同条第3項の規定は当該決定に係る同項に規定する台帳の記載について準用する。この場合において、同条第2項中「調布市墓地等経営許可書(第2号様式)」とあるのは、「調布市墓地等変更許可書(第7号様式)」と読み替えるものとする。</p> <p>(廃止の許可の申請等)</p> <p>第5条 変更等許可(墓地等の廃止に係るものに限る。以下「廃止許可」という。)を受けようとする者は、調布市墓地等廃止許可申請書(第8号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 墓地又は納骨堂にあつては、改葬に関する計画書</p> <p>(2) 廃止許可の申請に係る詳細な理由書</p> <p>(3) 宗教法人にあつては、次に掲げる書類</p> <p>ア 第3条第1項第9号ア、ウ及びエに掲げる書類</p> <p>イ 廃止許可の申請に関して第3条第1項第9号アに規定する規則に基づき法人の意思が決定されたことを示す書類</p> <p>(4) 特定公益法人にあつては、次に掲げる書類</p> <p>ア 第3条第1項第10号ア及びウに掲げる書類</p> <p>イ 廃止許可の申請に関して法人の意思が決定されたことを示す議事録</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>2 第3条第2項の規定は前項の規定による申請に対する決定並びに当該決定に係る許可書の交付及び通知について、同条第3項の規定は当該決定に係る同項に規定する台帳の記載について準用する。この場合において、同条第2項中「調布市墓地等経営許可書(第2号様式)」とあるのは、「調布市墓地等廃止許可書(第9号様式)」と読み替えるものとする。</p> <p>(許可の申請に係る事項の変更の届出)</p> <p>第6条 条例第5条の規定による届出は、調布市墓地等許可申請事項変更届(第10号様式)により行わなければならない。</p> <p>(みなし許可に係る届出)</p>	<p>き法人の意思が決定されたことを示す書類</p> <p>(6) 特定公益法人にあつては、次に掲げる書類</p> <p>ア 第3条第1項第10号ア及びウに掲げる書類</p> <p>イ 変更許可の申請に関して法人の意思が決定されたことを示す議事録</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>2 前条第2項の規定は前項の規定による申請に対する決定並びに当該決定に係る許可書の交付及び通知について、同条第3項の規定は当該決定に係る同項に規定する台帳の記載について準用する。この場合において、同条第2項中「調布市墓地等経営許可書(第2号様式)」とあるのは、「調布市墓地等変更許可書(第7号様式)」と読み替えるものとする。</p> <p>(廃止の許可の申請等)</p> <p>第5条 変更等許可(墓地等の廃止に係るものに限る。以下「廃止許可」という。)を受けようとする者は、調布市墓地等廃止許可申請書(第8号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 墓地又は納骨堂にあつては、改葬に関する計画書</p> <p>(2) 廃止許可の申請に係る詳細な理由書</p> <p>(3) 宗教法人にあつては、次に掲げる書類</p> <p>ア 第3条第1項第9号ア、ウ及びエに掲げる書類</p> <p>イ 廃止許可の申請に関して第3条第1項第9号アに規定する規則に基づき法人の意思が決定されたことを示す書類</p> <p>(4) 特定公益法人にあつては、次に掲げる書類</p> <p>ア 第3条第1項第10号ア及びウに掲げる書類</p> <p>イ 廃止許可の申請に関して法人の意思が決定されたことを示す議事録</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>2 第3条第2項の規定は前項の規定による申請に対する決定並びに当該決定に係る許可書の交付及び通知について、同条第3項の規定は当該決定に係る同項に規定する台帳の記載について準用する。この場合において、同条第2項中「調布市墓地等経営許可書(第2号様式)」とあるのは、「調布市墓地等廃止許可書(第9号様式)」と読み替えるものとする。</p> <p>(許可の申請に係る事項の変更の届出)</p> <p>第6条 条例第5条の規定による届出は、調布市墓地等許可申請事項変更届(第10号様式)により行わなければならない。</p> <p>(みなし許可に係る届出)</p>

新	旧
<p>第7条 条例第6条の規定による届出は、調布市墓地等のみなし許可届（第11号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。</p> <p>(1) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第11条第1項又は第2項に規定する事業の認可書又は承認書の写し</p> <p>(2) 前号に規定する事業の事業計画書等の写し</p> <p>(3) 墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止を確認できる書類</p> <p>(4) 墓地又は火葬場の新設又は変更にあつては、当該墓地又は火葬場の構造設備等の概要</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p>	<p>第7条 条例第6条の規定による届出は、調布市墓地等のみなし許可届（第11号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。</p> <p>(1) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第11条第1項又は第2項に規定する事業の認可書又は承認書の写し</p> <p>(2) 前号に規定する事業の事業計画書等の写し</p> <p>(3) 墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止を確認できる書類</p> <p>(4) 墓地又は火葬場の新設又は変更にあつては、当該墓地又は火葬場の構造設備等の概要</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p>
<p>2 市長は、前項に規定する届出を受理したときは、第3条第3項に規定する台帳にそれぞれ記載するものとする。</p> <p>(緩衝帯の基準)</p>	<p>2 市長は、前項に規定する届出を受理したときは、第3条第3項に規定する台帳にそれぞれ記載するものとする。</p> <p>(緩衝帯の基準)</p>
<p>第8条 条例第9条第1号に規定する規則で定める基準（以下「緩衝帯基準」という。）は、住宅等の境界と墳墓を設ける区域の境界との間に緑地、通路、駐車場等により3メートル以上の距離を確保することとする。ただし、墳墓を設ける区域の境界から3メートル未満の距離の範囲内に存することとなる住宅等を所有する者及び使用する者（駐車場その他これに類するものを使用する者を除く。）が、それぞれが所有し、又は使用する住宅等に関し、緩衝帯基準に係る距離を3メートル未満とすることについて同意をしたときは、当該同意をした部分については、この限りでない。</p> <p>(駐車場の基準)</p>	<p>第8条 条例第9条第1号に規定する規則で定める基準（以下「緩衝帯基準」という。）は、住宅等の境界と墳墓を設ける区域の境界との間に緑地、通路、駐車場等により3メートル以上の距離を確保することとする。ただし、墳墓を設ける区域の境界から3メートル未満の距離の範囲内に存することとなる住宅等を所有する者及び使用する者（駐車場その他これに類するものを使用する者を除く。）が、それぞれが所有し、又は使用する住宅等に関し、緩衝帯基準に係る距離を3メートル未満とすることについて同意をしたときは、当該同意をした部分については、この限りでない。</p> <p>(駐車場の基準)</p>
<p>第9条 条例第9条第5号に規定する規則で定める基準は、駐車台数が墳墓の区画数の5パーセント以上であることとする。</p> <p><u>2 条例第11条第7号に規定する規則で定める基準は、駐車台数が納骨堂の区画数の1パーセント以上であることとする。</u></p> <p><u>3 前2項に規定する駐車台数のうち、少なくとも1台は、専ら車椅子を使用している者の利用に対応するものでなければならない。</u></p> <p>(緑地の基準)</p>	<p>第9条 条例第9条第5号に規定する規則で定める基準は、駐車台数が墳墓の区画数の5パーセント以上であることとする。</p> <p>(緑地の基準)</p>
<p>第10条 条例第9条第6号に規定する規則で定める基準は、墓地の敷地の総面積のうち緑地の占める割合が20パーセント以上であることとする。</p> <p>(墓地等の計画に係る協議)</p>	<p>第10条 条例第9条第6号に規定する規則で定める基準は、墓地の敷地の総面積のうち緑地の占める割合が20パーセント以上であることとする。</p> <p>(墓地等の計画に係る協議)</p>
<p>第11条 条例第14条第1項の規定により墓地等の計画について市長と協議をしようとする者は、調布市墓地等の計画協議書（第12号様式）に次の各号に掲</p>	<p>第11条 条例第14条第1項の規定により墓地等の計画について市長と協議をしようとする者は、調布市墓地等の計画協議書（第12号様式）に次の各号に掲</p>

新	旧
<p>げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p>	<p>げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1) 墓地等を新設する場合 次に掲げる書類</p> <p>ア 第3条第1項第1号から第8号まで、第9号(エを除く。)及び第10号(ウを除く。)に掲げる書類</p> <p>イ 宗教法人及び特定公益法人にあっては、法人の登記事項証明書</p> <p>ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>(2) 墓地の区域又は墳墓を設ける区域を拡張しようとする場合 次に掲げる書類</p> <p>ア 区域を拡張しようとする墓地又は墳墓の既存部分及び拡張部分に係る第4条第1項第1号、第2号、第4号、第5号(アを除く。)及び第6号(アを除く。)に掲げる書類</p> <p>イ 宗教法人にあっては、第3条第1項第9号ア、ウ、オ及びカに掲げる書類並びに法人の登記事項証明書</p> <p>ウ 特定公益法人にあっては、第3条第1項第10号アに掲げる書類及び法人の登記事項証明書</p> <p>エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (標識の設置方法)</p>	<p>(1) 墓地等を新設する場合 次に掲げる書類</p> <p>ア 第3条第1項第1号から第6号まで、第8号、第9号(エを除く。)及び第10号(ウを除く。)に掲げる書類</p> <p>イ 宗教法人及び特定公益法人にあっては、法人の登記事項証明書</p> <p>ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>(2) 墓地の区域又は墳墓を設ける区域を拡張しようとする場合 次に掲げる書類</p> <p>ア 区域を拡張しようとする墓地又は墳墓の既存部分及び拡張部分に係る第4条第1項第1号、第2号、第4号、第5号(アを除く。)及び第6号(アを除く。)に掲げる書類</p> <p>イ 宗教法人にあっては、第3条第1項第9号ア、ウ、オ及びカに掲げる書類並びに法人の登記事項証明書</p> <p>ウ 特定公益法人にあっては、第3条第1項第10号アに掲げる書類及び法人の登記事項証明書</p> <p>エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (標識の設置方法)</p>
<p>第12条 条例第15条第1項の規定により設置する標識(以下「標識」という。)は、(墓地・納骨堂・火葬場)計画のお知らせ(新設・変更)(第13号様式)によらなければならない。</p> <p>2 標識の大きさは、縦横0.9メートル以上としなければならない。</p> <p>3 申請予定者は、墓地等の建設予定地の道路に接する部分に、地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるように設置しなければならない。</p> <p>4 申請予定者は、風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しない方法で標識を設置するとともに、次項に規定する期間において記載事項が鮮明であるよう標識を維持管理しなければならない。</p> <p>5 標識の設置期間は、条例第15条第1項の規定による標識の設置をした日から条例第21条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出をした日までとする。 (標識の設置届)</p>	<p>第12条 条例第15条第1項の規定により設置する標識(以下「標識」という。)は、(墓地・納骨堂・火葬場)計画のお知らせ(新設・変更)(第13号様式)によらなければならない。</p> <p>2 標識の大きさは、縦横0.9メートル以上としなければならない。</p> <p>3 申請予定者は、墓地等の建設予定地の道路に接する部分に、地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるように設置しなければならない。</p> <p>4 申請予定者は、風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しない方法で標識を設置するとともに、次項に規定する期間において記載事項が鮮明であるよう標識を維持管理しなければならない。</p> <p>5 標識の設置期間は、条例第15条第1項の規定による標識の設置をした日から条例第21条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出をした日までとする。 (標識の設置届)</p>
<p>第13条 条例第15条第1項の規定による届出は、調布市墓地等標識設置届(第</p>	<p>第13条 条例第15条第1項の規定による届出は、調布市墓地等標識設置届(第</p>

新	旧
<p>14号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、行わなければならない。</p> <p>(1) 案内図</p> <p>(2) 標識設置位置図</p> <p>(3) 標識の設置状況を撮影した写真</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p><u>2 申請予定者は、墓地等の計画を変更したときは、速やかに、標識の記載事項を変更するとともに、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の規定は、前項に規定する届出について準用する。</u></p> <p>(墓地等の計画の周知方法)</p> <p>第14条 条例第15条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する周知の方法は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を隣接関係住民等へ直接交付する方法その他これに準ずる方法により行わなければならない。ただし、その送達を受けるべき隣接関係住民等の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、この限りでない。</p> <p>(1) 申請予定者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名</p> <p>(2) 墓地等の名称</p> <p>(3) 墓地等の所在地</p> <p>(4) 墓地等の計画概要</p> <p>(5) 墓地等の新設又は変更の許可申請予定日並びに工事の着手予定日及び完了予定日</p> <p>(6) 説明会を開催する場合は、説明会の開催予定日、開催時間及び開催場所</p> <p>(7) 墓地等の計画についての問い合わせ先</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>2 申請予定者は、前項に規定する周知(条例第15条第2項に規定するものに限る。)をしたときは、当該周知の方法、隣接関係住民等への対応等を次条第2項第2号に規定する隣接関係住民等の名簿に記録しなければならない。</p> <p>(墓地等の計画に係る説明等)</p> <p>第15条 条例第16条の規定による隣接関係住民等又は周辺関係住民等への説明は、次の各号に掲げる事項について行わなければならない。</p> <p>(1) 申請予定者</p> <p>(2) 墓地等の名称</p>	<p>14号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、行わなければならない。</p> <p>(1) 案内図</p> <p>(2) 標識設置位置図</p> <p>(3) 標識の設置状況を撮影した写真</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>(墓地等の計画の周知方法)</p> <p>第14条 条例第15条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する周知の方法は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を隣接関係住民等へ直接交付する方法その他これに準ずる方法により行わなければならない。ただし、その送達を受けるべき隣接関係住民等の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、この限りでない。</p> <p>(1) 申請予定者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名</p> <p>(2) 墓地等の名称</p> <p>(3) 墓地等の所在地</p> <p>(4) 墓地等の計画概要</p> <p>(5) 墓地等の新設又は変更の許可申請予定日並びに工事の着手予定日及び完了予定日</p> <p>(6) 説明会を開催する場合は、説明会の開催予定日、開催時間及び開催場所</p> <p>(7) 墓地等の計画についての問い合わせ先</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>2 申請予定者は、前項に規定する周知(条例第15条第2項に規定するものに限る。)をしたときは、当該周知の方法、隣接関係住民等への対応等を次条第2項第2号に規定する隣接関係住民等の名簿に記録しなければならない。</p> <p>(墓地等の計画に係る説明等)</p> <p>第15条 条例第16条の規定による隣接関係住民等又は周辺関係住民等への説明は、次の各号に掲げる事項について行わなければならない。</p> <p>(1) 申請予定者</p> <p>(2) 墓地等の名称</p>

新	旧
<p>(3) 墓地等の所在地</p> <p>(4) 墓地等の敷地面積、建築面積及び構造設備等の概要</p> <p>(5) 墓地等の維持管理の方法</p> <p>(6) 墓地等の工事着手及び工事完了の予定年月日</p> <p>(7) 墓地等の工事の方法</p> <p>(8) 条例第17条第1項の規定による意見書の提出方法</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>2 条例第16条の規定による報告は、調布市墓地等説明報告書（第15号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、行わなければならない。</p> <p>(1) 説明等で使用した資料</p> <p>(2) 第14条第2項に規定する周知の方法、隣接関係住民等への対応等を記録した隣接関係住民等の名簿</p> <p>(3) 説明を受けた者の名簿</p> <p>(4) 議事録その他の説明の内容が確認できる書類</p> <p>(5) 墓地等の敷地及び近隣住民等との関係を示す登記地図等</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（意見書の提出）</p> <p>第16条 条例第17条第1項の規定による意見書の提出は、次の各号に掲げる事項を記載した意見書により行わなければならない。</p> <p>(1) 提出者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名</p> <p>(2) 意見書の対象となる墓地等の名称及び所在地</p> <p>(3) 提出年月日</p> <p>(4) 意見及びその理由</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項（協議結果の報告）</p> <p>第17条 条例第17条第4項の規定による報告は、調布市墓地等協議結果報告書（第16号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。</p> <p>(1) 協議に使用した資料</p> <p>(2) 協議の相手方の名簿</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（協議終了の報告）</p> <p>第18条 条例第17条第5項の規定による報告は、調布市墓地等協議終了報告書</p>	<p>(3) 墓地等の所在地</p> <p>(4) 墓地等の敷地面積、建築面積及び構造設備等の概要</p> <p>(5) 墓地等の維持管理の方法</p> <p>(6) 墓地等の工事着手及び工事完了の予定年月日</p> <p>(7) 墓地等の工事の方法</p> <p>(8) 条例第17条第1項の規定による意見書の提出方法</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>2 条例第16条の規定による報告は、調布市墓地等説明報告書（第15号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、行わなければならない。</p> <p>(1) 説明等で使用した資料</p> <p>(2) 第14条第2項に規定する周知の方法、隣接関係住民等への対応等を記録した隣接関係住民等の名簿</p> <p>(3) 説明を受けた者の名簿</p> <p>(4) 議事録その他の説明の内容が確認できる書類</p> <p>(5) 墓地等の敷地及び近隣住民等との関係を示す登記地図等</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（意見書の提出）</p> <p>第16条 条例第17条第1項の規定による意見書の提出は、次の各号に掲げる事項を記載した意見書により行わなければならない。</p> <p>(1) 提出者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名</p> <p>(2) 意見書の対象となる墓地等の名称及び所在地</p> <p>(3) 提出年月日</p> <p>(4) 意見及びその理由</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項（協議結果の報告）</p> <p>第17条 条例第17条第4項の規定による報告は、調布市墓地等協議結果報告書（第16号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。</p> <p>(1) 協議に使用した資料</p> <p>(2) 協議の相手方の名簿</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（協議終了の報告）</p> <p>第18条 条例第17条第5項の規定による報告は、調布市墓地等協議終了報告書</p>

新	旧
<p>(第17号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。</p> <p>(1) 協議に使用した資料</p> <p>(2) 協議の相手方の名簿</p> <p>(3) 協定書の写しその他の協議が終了したことが確認できる書類</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (公表)</p>	<p>(第17号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。</p> <p>(1) 協議に使用した資料</p> <p>(2) 協議の相手方の名簿</p> <p>(3) 協定書の写しその他の協議が終了したことが確認できる書類</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (公表)</p>
<p>第19条 条例第20条の規定による公表は、調布市公告式条例（昭和30年調布市条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他広く市民に周知する方法により行うものとする。</p> <p>2 条例第20条の規定により公表する事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 勧告（条例第19条の規定による勧告をいう。以下同じ。）に従わなかった法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名</p> <p>(2) 勧告の内容</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 (意見陳述の機会の付与)</p>	<p>第19条 条例第20条の規定による公表は、調布市公告式条例（昭和30年調布市条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他広く市民に周知する方法により行うものとする。</p> <p>2 条例第20条の規定により公表する事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 勧告（条例第19条の規定による勧告をいう。以下同じ。）に従わなかった法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名</p> <p>(2) 勧告の内容</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 (意見陳述の機会の付与)</p>
<p>第20条 市長は、勧告を受けた者に対し、事前に意見を述べ、証拠を提示する機会（以下「意見陳述の機会」という。）を与えるものとする。</p> <p>2 意見陳述の機会におけるその方法は、市長が口頭であることを認めた場合を除き、意見及び証拠を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出して行うものとする。</p> <p>3 市長は、勧告を受けた者に対し意見陳述の機会を与えるときは、意見書の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当の期間をおいて、当該勧告を受けた者に対し、調布市意見陳述の機会付与通知書（第18号様式）により通知するものとする。</p> <p>4 前項の規定による通知を受けた者（以下「当事者」という。）又はその代理人は、やむを得ない事情のある場合には、市長に対し、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。</p> <p>5 市長は、前項の規定による申出又は職権により、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。</p> <p>6 市長は、当事者に口頭による意見陳述の機会を与えたときは、当事者又はその代理人の陳述の要旨を記載した書面を作成するものとする。</p> <p>7 当事者の代理人は、その代理権を証する書面を、意見書の提出期限又は出頭すべき日時までに市長に提出しなければならない。</p>	<p>第20条 市長は、勧告を受けた者に対し、事前に意見を述べ、証拠を提示する機会（以下「意見陳述の機会」という。）を与えるものとする。</p> <p>2 意見陳述の機会におけるその方法は、市長が口頭であることを認めた場合を除き、意見及び証拠を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出して行うものとする。</p> <p>3 市長は、勧告を受けた者に対し意見陳述の機会を与えるときは、意見書の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当の期間をおいて、当該勧告を受けた者に対し、調布市意見陳述の機会付与通知書（第18号様式）により通知するものとする。</p> <p>4 前項の規定による通知を受けた者（以下「当事者」という。）又はその代理人は、やむを得ない事情のある場合には、市長に対し、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。</p> <p>5 市長は、前項の規定による申出又は職権により、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。</p> <p>6 市長は、当事者に口頭による意見陳述の機会を与えたときは、当事者又はその代理人の陳述の要旨を記載した書面を作成するものとする。</p> <p>7 当事者の代理人は、その代理権を証する書面を、意見書の提出期限又は出頭すべき日時までに市長に提出しなければならない。</p>

新	旧
<p>8 市長は、当事者又はその代理人が正当な理由なく意見書の提出期限内に意見書を提出せず、又は口頭による意見陳述をしなかったときは、条例第20条の規定による公表をすることができる。</p>	<p>8 市長は、当事者又はその代理人が正当な理由なく意見書の提出期限内に意見書を提出せず、又は口頭による意見陳述をしなかったときは、条例第20条の規定による公表をすることができる。</p>
<p>(工事完了届)</p>	<p>(工事完了届)</p>
<p>第21条 条例第21条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、調布市墓地等工事完了届(第19号様式)その他市長が必要と認める書類を添えて、行わなければならない。</p>	<p>第21条 条例第21条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、調布市墓地等工事完了届(第19号様式)その他市長が必要と認める書類を添えて、行わなければならない。</p>
<p><u>(管理運営計画)</u></p>	
<p><u>第22条 条例第21条の2第1項第1号に規定する管理運営計画に記載する事項は、次の各号に掲げるところによる。</u></p>	
<p><u>(1) 管理者、従事者等に関する事項</u></p>	
<p><u>(2) 使用契約実務、会計実務、保守管理実務等に係る組織体制に関する事項</u></p>	
<p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</u></p>	
<p><u>(維持管理規則)</u></p>	
<p><u>第23条 条例第21条の2第1項第1号に規定する維持管理規則に記載する事項は、次の各号に掲げるところによる。</u></p>	
<p><u>(1) 墓地 次に掲げる事項</u></p>	
<p><u>ア 契約の目的に関する事項</u></p>	
<p><u>イ 設定した使用権の内容に関する事項</u></p>	
<p><u>ウ 墓地等の使用に当たって遵守すべき事項</u></p>	
<p><u>エ 使用料に関する事項</u></p>	
<p><u>オ 使用に当たっての経営者と使用者の責任分担に関する事項</u></p>	
<p><u>カ 管理料の支払の責務並びに管理料改定の事由及び手続に関する事項</u></p>	
<p><u>キ 使用者の地位の承継があった場合の手続に関する事項</u></p>	
<p><u>ク 使用者による契約の解除権並びに解除に伴う使用料及び管理料の取扱いに関する事項</u></p>	
<p><u>ケ 経営者による契約の解除権及び解除に伴う使用料の取扱いに関する事項</u></p>	
<p><u>コ 契約の終了の事由及び契約終了後における焼骨、墓石等の取扱いに関する事項</u></p>	
<p><u>サ アからコまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</u></p>	
<p><u>(2) 納骨堂 次に掲げる事項</u></p>	

新	旧
<p>ア <u>契約の目的に関する事項</u></p> <p>イ <u>委託事務の内容に関する事項</u></p> <p>ウ <u>委託料に関する事項</u></p> <p>エ <u>委託者の地位の承継があった場合の手續に関する事項</u></p> <p>オ <u>委託者による契約の解除権及び解除に伴う委託料の取扱いに関する事項</u></p> <p>カ <u>経営者による契約の解除権及び解除に伴う委託料の取扱いに関する事項</u></p> <p>キ <u>契約終了後における焼骨等の取扱いに関する事項</u></p> <p>ク <u>アからキまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</u></p> <p>(3) <u>火葬場 次に掲げる事項</u></p> <p>ア <u>維持管理の方法に関する事項</u></p> <p>イ <u>火葬場の利用に当たって遵守すべき事項</u></p> <p>ウ <u>ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</u> (管理者の講ずべき措置)</p> <p>第24条 <u>条例第22条第5号に規定する規則で定める管理者の講ずべき措置は、次の各号に掲げるところによる。</u></p> <p>(1) <u>墓参者が集中すると認められる場合には、必要に応じて、交通誘導員の配置等の適切な対策を講ずること。</u></p> <p>(2) <u>夜間等の防犯対策を講ずること。</u></p> <p>(3) <u>緑地等の管理を適切に行うこと。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</u> (焼骨以外の埋葬等の許可の申請等)</p> <p>第25条 条例第23条ただし書の規定により、焼骨以外の埋葬又は埋蔵を行う許可を受けようとする墓地の経営者は、調布市焼骨以外の埋葬又は埋蔵許可申請書(第20号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 焼骨以外の埋葬又は埋蔵を行う墓地の周囲300メートル以内に存する道路、河川及び住宅等の位置並びにこれらから墓地までの距離を示した見取図</p> <p>(2) 焼骨以外の埋葬又は埋蔵を行う墳墓の位置を示した図面</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ焼</p>	<p>イ</p> <p>ウ</p> <p>エ</p> <p>オ</p> <p>カ</p> <p>キ</p> <p>ク</p> <p>(3)</p> <p>ア</p> <p>イ</p> <p>ウ</p> <p>(焼骨以外の埋葬等の許可の申請等)</p> <p>第22条 条例第23条ただし書の規定により、焼骨以外の埋葬又は埋蔵を行う許可を受けようとする墓地の経営者は、調布市焼骨以外の埋葬又は埋蔵許可申請書(第20号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 焼骨以外の埋葬又は埋蔵を行う墓地の周囲300メートル以内に存する道路、河川及び住宅等の位置並びにこれらから墓地までの距離を示した見取図</p> <p>(2) 焼骨以外の埋葬又は埋蔵を行う墳墓の位置を示した図面</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ焼</p>

新	旧
<p>骨以外の埋葬又は埋蔵を行うことを許可するか否かを決定し、許可したときは調布市焼骨以外の埋葬又は埋蔵許可書（第21号様式）を当該申請をした者に交付し、許可しなかったときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。</p>	<p>骨以外の埋葬又は埋蔵を行うことを許可するか否かを決定し、許可したときは調布市焼骨以外の埋葬又は埋蔵許可書（第21号様式）を当該申請をした者に交付し、許可しなかったときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。</p>
<p>（雑則）</p>	<p>（雑則）</p>
<p>第26条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p>	<p>第23条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>（施行期日）</p>	<p>（施行期日）</p>
<p>1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p>1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。</p>
<p>（経過措置）</p>	<p>（経過措置）</p>
<p>2 条例附則第5項に規定する墓地等の経営者に対する拡張変更許可に係る緩衝帯、駐車場、緑地の基準に関する第8条、第9条及び第10条の規定の適用については、第8条及び第9条中「墳墓」とあるのは「拡張変更許可に係る拡張部分の墳墓」と、第10条中「墓地」とあるのは「拡張変更許可に係る拡張部分の墓地」とする。</p>	<p>2 条例附則第5項に規定する墓地等の経営者に対する拡張変更許可に係る緩衝帯、駐車場、緑地の基準に関する第8条、第9条及び第10条の規定の適用については、第8条及び第9条中「墳墓」とあるのは「拡張変更許可に係る拡張部分の墳墓」と、第10条中「墓地」とあるのは「拡張変更許可に係る拡張部分の墓地」とする。</p>
<p>（調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例施行規則の一部改正）</p>	<p>（調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例施行規則の一部改正）</p>
<p>3 調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例施行規則（平成17年調布市規則第7号）の一部を次のように改正する。</p>	<p>3 調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例施行規則（平成17年調布市規則第7号）の一部を次のように改正する。</p>
<p>（次のよう略）</p>	<p>（次のよう略）</p>
<p>（調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）</p>	<p>（調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）</p>
<p>4 この規則による改正後の調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の手續に係るものについて適用し、同日前の手續に係るものについては、なお従前の例による。</p>	<p>4 この規則による改正後の調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の手續に係るものについて適用し、同日前の手續に係るものについては、なお従前の例による。</p>
<p>附 則</p>	
<p><u>1 この規則は、調布市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年調布市条例第47号）の施行の日（ただし書に規定する日を除く。）から施行する。ただし、第11条第1号アの改正規定、第13条に2項を加える改正規定、第23条を第26条とし、第22条を第25条とし、第21条の次に3条を加える改正規定及び第19号様式の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p>	
<p><u>2 この規則による改正前の調布市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。</u></p>	

新	旧
第1号様式	第1号様式
(第3条関係)	(第3条関係)
第2号様式	第2号様式
(第3条関係)	(第3条関係)
第3号様式	第3号様式
(第3条関係)	(第3条関係)
第4号様式	第4号様式
(第3条関係)	(第3条関係)
第5号様式	第5号様式
(第3条関係)	(第3条関係)
第6号様式	第6号様式
(第4条関係)	(第4条関係)
第7号様式	第7号様式
(第4条関係)	(第4条関係)
第8号様式	第8号様式
(第5条関係)	(第5条関係)
第9号様式	第9号様式
(第5条関係)	(第5条関係)
第10号様式	第10号様式
(第6条関係)	(第6条関係)
第11号様式	第11号様式
(第7条関係)	(第7条関係)
第12号様式	第12号様式
(第11条関係)	(第11条関係)
第13号様式	第13号様式
(第12条関係)	(第12条関係)
第14号様式	第14号様式
(第13条関係)	(第13条関係)
第15号様式	第15号様式
(第15条関係)	(第15条関係)
第16号様式	第16号様式
(第17条関係)	(第17条関係)
第17号様式	第17号様式

新	旧
(第18条関係) 第18号様式 (第20条関係) <u>第19号様式</u> <u>(第21条関係)</u> 第20号様式 (第22条関係) 第21号様式 (第22条関係)	(第18条関係) 第18号様式 (第20条関係) <u>第19号様式</u> <u>(第21条関係)</u> 第20号様式 (第22条関係) 第21号様式 (第22条関係)